

地域の自主性及び自立性を高めるための改革に伴う金沢市営住宅条例の一部改正について（骨子案）

1. 条例改正の趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による公営住宅法の一部改正により、条例に委任された入居者資格や整備基準について、国の基準を参酌したうえで、金沢市営住宅条例に規定する改正を行うもの。

2. 入居者資格改正案（骨子）

区分	現行条例（旧公営住宅法による内容）	法の改正内容	条例改正案
同居親族要件 入居者資格	<p>原則、※同居親族要件が必要</p> <p>【例外：単身入居できる者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・60歳以上の者（経過措置 S31.4.1以前に出生） ・障害者 ・戦傷病者・原子爆弾被爆者 ・生活保護受給者・帰国中国残留邦人等 ・ハンセン病療養所入所者等 ・DV被害者 	<p>同居親族要件は自治体で判断</p> <p>【法の趣旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過疎地域等に配慮し、国の基準としては、同居親族要件を廃止 ・事業主体の判断として維持する場合は、条例で規定 	<p>同居親族要件は維持</p> <p>【理由】</p> <p>市営住宅には単身入居可能な住戸が少なく、高齢者や障害者などへの公的セーフティネットとしての役割を果たすため、同居親族要件を維持する。</p> <p>単身入居ができる例外に次の者を加える。【本市独自基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害被災者 東日本大震災などの災害で住宅を失った単身者を救済するため ・離職退去者（解雇、雇止めにより住居の退去を余儀なくされる者） 再就職が難しい離職退去者の正式入居を進め、居住の安定を図るため
	<p>※本来階層：158千円/月以下</p> <p>※裁量階層：214千円/月以下</p> <p>(注) 法律上は、214千円/月以下で条例で定める額</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者等がいる世帯 ・入居者が60歳以上で、同居者のいずれもが、60歳以上か18歳未満の世帯 ・同居者に小学校就学前の子がいる世帯 ・災害公営住宅等への入居者 	<p>本来階層：国の基準(158千円/月以下)を参酌し、条例で定める額</p> <p>裁量階層：条例で定める額</p> <p>(注) 公営住宅の性格上、本来階層、裁量階層の収入基準の裁量権の範囲は259千円/月まで</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に居住の安定を図る必要がある者として条例で定めるもの 	<p>入居収入基準は、現行基準を維持</p> <p>本来階層：158千円/月以下 裁量階層：214千円/月以下</p> <p>対象者も現行どおり</p> <p>【理由】</p> <p>平成21年4月に国の入居収入基準の改正(※注)がなされ、経過措置の期間中にある中で、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①今回の改革で平成23年12月に国が定めた本来階層の参酌基準は、これまでと同額の158千円/月に据え置かれている。 ②低所得者に住宅を供給する公営住宅の趣旨から、裁量階層の入居収入基準の変更や入居対象者の範囲の拡大には慎重でなければならない。 <p>(※注) 平成21年の入居収入基準の改正</p> <p>本来階層 200千円/月以下→158千円/月以下</p> <p>裁量階層 268千円/月以下→214千円/月以下</p>

※同居親族要件：公営住宅への入居に関して、同居する親族（事実上婚姻関係同様の事情がある者、その他婚姻の予定者を含む。）が必要であるとの要件

※本来階層：本来、公営住宅の入居対象者とする所得の階層
 ※裁量階層：高齢者・障害者等、特に居住の安定を図ることが必要とされ、本来階層より高い所得であっても入居対象者とする所得の階層

3. 市営住宅の整備基準案（骨子）

①基本的な考え方

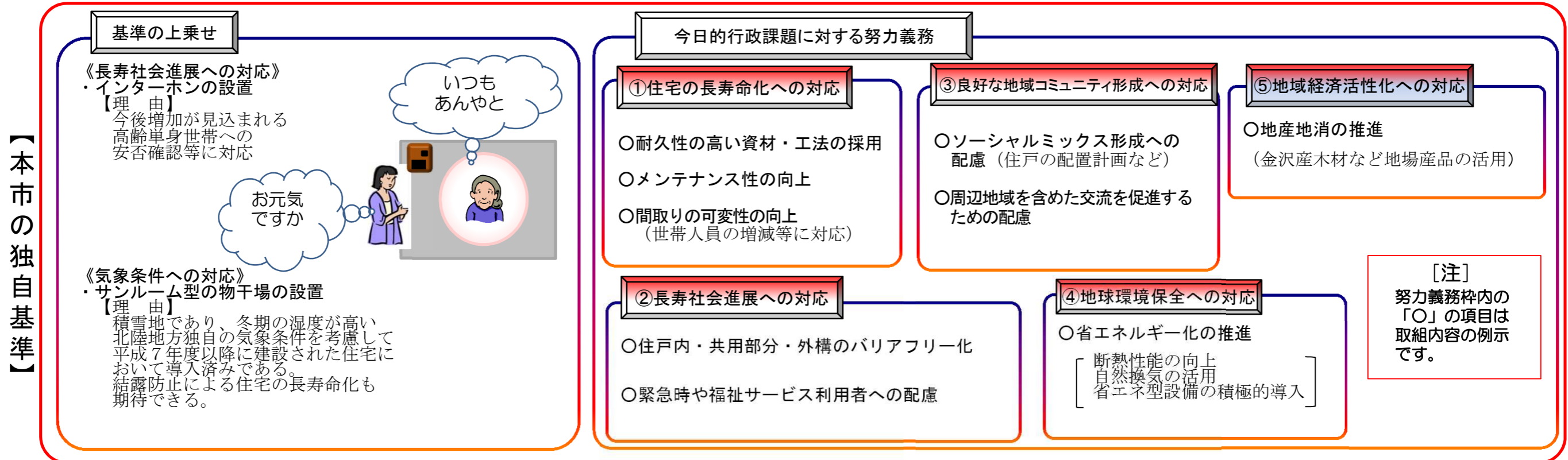
国の※参酌基準の水準を確保し、更に、本市の独自基準を加える。



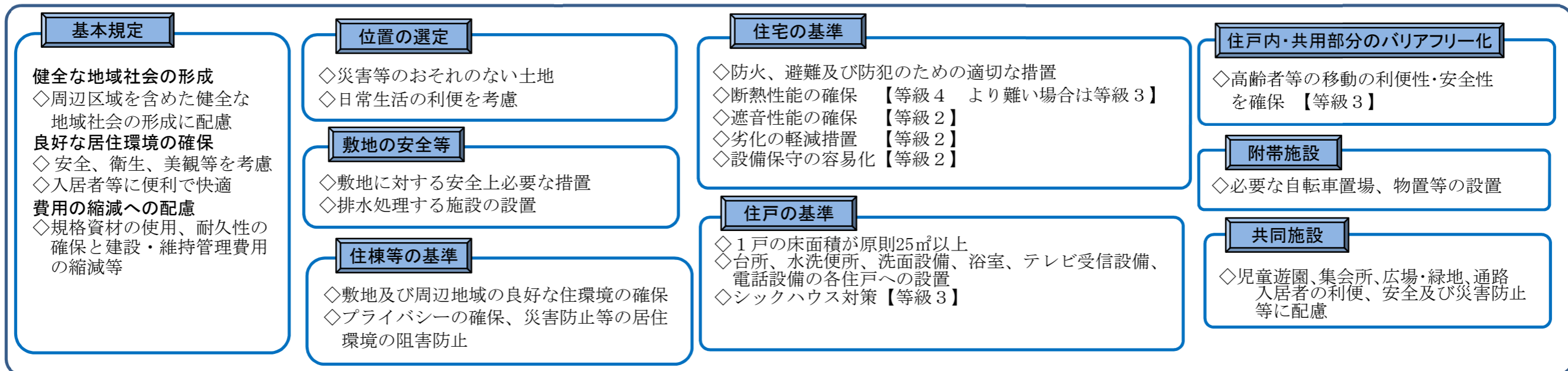
国の参酌基準には、住宅の安全性、バリアフリー化など公営住宅に求められる整備水準についての規定が網羅されており、この水準を確保することに併せ、本市の独自基準を加えることにより、将来にわたる良質な市営住宅を維持していく。

②適用範囲 新たな市営住宅の建設（建替を含む）、買取、借上に適用

③本市の整備基準（イメージ図）



【国の参酌基準】



※参酌基準：自治体が十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの 【 】は国がその具体的水準の目安を住宅性能評価の等級で明示したもの

4. 施行日

平成25年4月1日（予定）